

都営大橋二丁目アパート敷地の一部を活用した
障害者グループホームの利用に関する取扱い基準要領

(令和 8 年 9 月 1 日付け目健障支第 1 4 8 8 号決定)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、都営大橋二丁目アパート敷地の一部を活用した障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の利用の取扱いに関し、その透明性及び公平性を確保するとともに、グループホームの利用を希望する者の状況及び利用の必要性について確認・調整するために定める。

(利用対象者)

第 2 条 グループホームの利用対象となる者（以下「利用対象者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 区内在住の 18 歳以上の者であって、愛の手帳を所持している者
- (2) 障害支援区分 3（50 歳以上の者にあつては、障害支援区分 2）以上である者
- (3) グループホームで共同生活を営むことができる者

(利用申請)

第 3 条 グループホームの利用を希望する者は、区に対して「都営大橋二丁目アパート敷地の一部を活用した障害者グループホーム利用申請書」（別記第 1 号様式）を提出するものとする。

(利用者の選定)

第 4 条 区は、前条の規定によりグループホームの利用希望があつた者（以下「利用希望者」という。）について、グループホームの利用者（以下「利用者」という。）を選定するため、都営大橋二丁目アパート敷地の一部の活用による知的障害者グループホーム利用調整会議（以下「会議」という。）を開催し、次に掲げる事務を行う。

- (1) 利用希望者について、別表第 1 に基づき、グループホームの利用の必要性を確認する。
- (2) 前号の規定による確認後、利用希望者について、別表第 2 に基づき、障害支援区分ごとに、グループホーム利用の必要性が高い者から順に名簿を作成する。

2 会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 健康福祉部障害者支援課長
- (2) 健康福祉部障害施策推進課長
- (3) 健康福祉部障害者支援課知的障害・発達障害相談係長
- (4) その他会議における確認・調整に必要な者

(利用者の選定に係る検討項目)

第 5 条 前条第 1 項の規定により利用者を選定するときは、別表第 2 の中欄「家庭における支援の状況」を考慮するものとする。

(利用者の決定及び通知等)

第6条 グループホームを運営する事業者は、第4条第1項第2号の規定により区が作成した名簿の順位を踏まえ、利用希望者について共同生活の適性等を確認後、グループホームの利用者を決定し、「都営大橋二丁目アパート敷地の一部を活用した障害者グループホーム利用決定通知書」(別記第2号様式)により利用の決定を通知するものとする。

(利用希望状況の報告)

第7条 区は、前条の規定による利用者の決定後、利用希望者に対し、グループホームの利用希望状況について報告するものとする。

付 則

この要領は令和8年9月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

項目	本人の状況等	点数
本人及び家族の希望	支援を受けながら自立することを希望している	10
	将来、支援を受けながら自立することを希望している。	5
共同生活の適性	グループホームで生活できる協調性がある	10
	支援を受け入れてグループホームで生活することができる	5

別表第 2（第 4 条関係）

項目	家庭における支援の状況	点数
家庭における主たる支援者の状況※	家庭における主たる支援者の死亡、施設への入所、入院等により支援する者が不在である状況により、日常生活に困難を生じていると認められる	20
	家庭における主たる支援者の高齢化、病気、障害等により、家庭の支援力の低下が認められる	10
	他の同居家族が高齢化、病気、障害等により支援を要する状態にあるため、家族等による支援が期待できないと認められる	10
緊急度	家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である	20
	単身世帯又は家族が別世帯であり、かつ、在宅での居宅サービスや生活支援では不十分な状態である	10
その他	特に配慮すべき個別事情がある	0～20

※ 「家庭における主たる支援者の状況」は、合計 20 点を限度とする。